	(五) 制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	構造及び設置の状況	目視及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。
六 ピット	(一) 保守用停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと、作動時にかごが動くこと又は自己保持しないこと。
	(二) 底部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三) 下部ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ（強制停止スイッチ）	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
		ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合及び巻胴式の場合にあっては、かごが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあっては、ストロークの二分の一を超えるまでに作動しないこと。
		リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(四) 緩衝器又は緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第二第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		作動の状況（油入式のものに限る。）	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する。	九十秒以内に復帰しないこと。

		油量の状況（油入式のものに限る。）	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ　油量が適量でないこと。 ロ　ドレン部から油漏れがあること。
	(五) 張り車	張り車の作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等があり運行に支障が生じていること。
		張り車の取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	張り車の取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
		タイダウンスイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
		タイダウンの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(六) ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
		冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
		ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(七) かご非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ　非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ　非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索又は鎖が緩んだことを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。